

評議員・役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条による評議員の報酬及び定款第24条による理事・監事の報酬若しくはその他委員の報酬についての事項を定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席した時、又は社会福祉法人院庄さくらこども園(以下「法人」という。)の運営のための業務にあたった場合、別表により報酬を支払うことが出来る。

(理事の報酬)

第3条 理事が理事会に出席した時、又はこの法人運営のための業務にあたった場合、別表により報酬を支払うことが出来る。

2 各年度における報酬の総額は、75万円以内とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会に出席した時、又は法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合、別表により報酬を支払うことが出来る。

2 各年度における報酬の総額は、25万円以内とする。

(その他委員の報酬)

第5条 委員とは、この法人の規程により、理事会が選任した者、又は理事長が委嘱した者という。

2 委員が、この法人運営のための業務にあたった場合、別表により報酬を支払うことが出来る。

(旅費)

第6条 評議員・理事・監事・委員が会務・業務のため市外に旅行するときは、旅費を支給する。

2 支給する旅費の額は、職員の旅費規程を準用する。

(適用除外)

第7条 この法人の事業を兼務する者は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程を改廃する必要がある場合は、理事会の議を経て、評議員会の議決を得なければならない。

別表

	報酬金額(1回当り)
第2条報酬	支給額は源泉徴収税月額表乙蘭の税額を控除し、1回 5,000 円を支給する。
第3条報酬	支給額は源泉徴収税月額表乙蘭の税額を控除し、1回 5,000 円を支給する。
第4条報酬	支給額は源泉徴収税月額表乙蘭の税額を控除し、1回 5,000 円を支給する。
第5条報酬	支給額は源泉徴収税月額表乙蘭の税額を控除し、1回 5,000 円を支給する。

付 則

この規程は、評議員会議決の日(平成29年6月22日)から施行する。

2 平成24年4月1日制定の役員専門委員の報酬等に関する規程は、平成29年6月21日をもって廃止する。

付 則

この規程は、評議員会議決の日(平成30年6月16日)から施行する。

付 則

この規程は、評議員会議決の日(令和5年6月7日)から施行する。